

第十三回国会 建設委員会 議録第三十六号

昭和二十七年五月二十八日(水曜日)
午後一時五十九分開議

出席委員

委員長 松本 一郎君

理事 内海 安吉君 理事 田中 角榮君

理事 村瀬 宜親君 理事 前田 榮之助君

理事 三郎君 宇田 恒君

上林 山榮吉君 瀬戸 山三男君

高田 弥市君 三池 信君

増田 連也君 池田 峯雄君

出席政府委員

建設事務官 師岡健四郎君

(住宅局長)

委員外の出席者

議員 遠藤 三郎君

大蔵事務官(銀行局保険課長) 狩谷 亨一君

建設事務官(住宅局住宅金融課長) 前田 光嘉君

住宅金融公庫総裁 鈴木 敬一君

参考人(日本損害保険協会事務理事) 葛西 浩君

参考人(東京都建設局長) 石井 佳君

参考人(大正火災海上株式会社社長) 山根 春徳君

専門員 西畑 正倫君

専門員 田中 義一君

五月二十七日

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(遠藤三郎君外九名提出、衆法第五七号)

同日

富良野橋を永久橋に架替への請願(河口陽一君外一名紹介)(第三一八九号)

第一類第十六号

建設委員会議録第三十六号 昭和二十七年五月二十八日

小田原、伊東間道路を国道に編入等の請願(島山鶴吉君紹介)(第三二四一号)

県道益田小川線を国道に編入等の請願(坂本實君紹介)(第三二四二号)

特別都市建設法に基く該当都市建設特別委員会設置の請願(川端佳夫君紹介)(第三二六〇号)

県道富山八尾線改修工事施行の請願(内藤隆君紹介)(第三二六一号)

国道九号線中熊谷市、甲府市間を二級国道に編入の請願(阿左美廣治君紹介)(第三二六二号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した事件

参考人招致の件

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案(遠藤三郎君外九名提出、衆法第五七号)

住宅災害補償制度に関する件

○松本委員長 これより建設委員会を開会いたします。

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案、遠藤三郎君外九名提出、衆法第五七号を議題といたします。まず提出者より提案理由の説明を求めます。遠藤三郎君。

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正する法律案

第三條を第四條とし、以下一條ずつ繰り下げ、第二條の次に次の一條を加える。

(観光温泉資源の保護)

第三條 伊東国際観光温泉文化都市建設事業の施行者は、條例の定めるところにより、伊東市の区域内における鉱物の採掘、土石の採取その他の行為で観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼす虞のあるもの(温泉法(昭和二十三年法律第二十五号)第三條第一項及び第八條第一項に規定する土地の掘さく及び増掘を除く)を禁止し、若しくは制限し、又は当該禁止若しくは制限に違反した者に対し、原状回復その他必要な措置を命ずることが出来る。

2 前項の禁止又は制限によつて損害を受けた者に対しては、伊東市は、通常生ずべき損害を補償しなければならない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律は、日本国憲法第九十五條の規定により、伊東市の住民の投票に付するものとする。

○遠藤三郎君 伊東市は去る昭和二十五年七月二十五日国際観光温泉文化都市建設法に基き、国際観光温泉文化都市として指定せられ、その後本都市設置の趣旨にかんがみ、伊東市において観光温泉都市の整備を推進している次第であります。今日においては内外

人を含めて観光客は一箇年間百六十万入程度以上に上り、日本内地民の観光保養地としての役割を十分発揮しているのみならず、さらに外人観光客も年々増加し、今日においては世界的な観光都市として再認識されるに至っております。

しかるに、観光客の増加に伴う問題が顕著になり、伊東市内において鉱物の採掘の出願が頻繁として起り、万一市の地域内において採掘事業を実施するようになるとなれば温泉の湧出がとまり、観光都市は一朝にして壊滅するおそれがあり、目下伊東市民は戦々きようきようとしてゐる次第であります。

鉱物の採掘も国家的にはもちろん重要であります。温泉観光都市による外貨の獲得はさらに百倍千倍の大きさも明らかであります。市民が安心して観光都市の建設に邁進できるよう、市の地域内における鉱物の採掘、土石の採取その他の観光温泉資源の保護に著しい影響を及ぼすおそれのある行為を禁止または制限することが出来るよう、法制的根拠を與えるため、伊東国際観光温泉文化都市建設法の一部を改正しようとするものであります。もちろんなこの場合、伊東市は通常生ずべき損害を補償する建前であります。

以上が本法案を提出する理由であります。また、何とぞ慎重御審議の上速やかに可決あらんことを御願いたします。

○松本委員長 本案に対する質疑は次会に譲りたいと思ひます。

○松本委員長 次に日程に基きまして住宅金融公庫法の一部を改正する法律案のうちの、住宅災害補償制度に關し、本日、本日は参考人をお招きいたしました。その御意見を聴取することとしたお諮りしたいと思ひます。すなわちここに山根春衛君、大正火災海上保険株式会社社長を参考人としてさらに追加招致し、意見を聴取したいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと云ふ者あり〕

○松本委員長 御異議なきものと認め、さう決します。

つきましては住宅災害補償制度に關して調査を進めます。すなわち現在委員会において審査中の住宅金融公庫法の一部を改正する法律案につきまして、特に住宅の災害補償制度について調査を進めて行きたいと思ひます。本日は参考人として石井佳君、東京都建築局長葛西浩君、日本損害保険協会専務理事、山根春衛君、大正火災海上保険会社社長、以上三君をお招きいたしました。

この際参考人の方々にごあいさつを申し上げます。本日は御多用の中ところろわづ／＼お招きいただき、貴重な時間をさいて御出席くださいましたことを厚くお礼を申し上げます。当委員会の意のあるところをおくみとりくださいます。恐縮ながらお時間は十分程度御意見の御開陳をお願いいたします。まず山根春衛君の御意見を伺いたいと思ひます。

○山根参考人 たいま御紹介にあずかりました山根であります。住宅金融公庫のうちの災害補償契約に関する業務の問題であります。私も目下の住宅補償の際に、いかにして住宅をたくさん供給するかという問題につきまして、いろいろ御施設をなされたことにつきまして、国民として非常に喜ばしく存じておる次第であります。ただ損害保険の事業者としての経験並びに現在の立場から申しまして、災害補償業務を行うように法案を改正されるにつきましては、多少疑義がある次第であります。その反対の理由といたしまして、技術的に申しまして、料率、補償料を定めましてその業務を行いますことにつきまして、これがはたして住宅の供給を受ける人たちの経費の軽減になるかどうかは疑問だと思っております。それは一つは損害保険業者は住宅金融公庫の物件に対しては、特別安い保険料をもつて契約をしておるのでございますが、もし本法の規定のようにきまりました場合には未償還の借入金に対します部分についてはこの補償業務が行われまして、それ以外の部分、つまり自己資金に属するものは民間の保険会社に契約をしなければならぬ。そうしますと、はたして現在の場合と同じような取扱ひができるかどうかは、従いまして被災給付者の経費が軽減されるということはどうも疑問ではないかと考えられます。それからまた実務問題について、これも技術的な問題でございますが、損害保険事業におきまして損害額の決定は非常にむずかしい問題でございます。公平に迅速に解決することには相当問題であらうかと思つたのでござ

います。先般の鳥取の大火のときに、住宅金融公庫の物件が百五、六十戸焼けてまして、大体二千万円に近い損害だと聞いております。その支拂いも約二週間の間に損害保険会社としましては解決したような次第でございます。これは非常に迅速な決定、解決だと存する次第でございます。こゝに一つは技術的な点から申しても、従来の保険会社の取扱ひが必ずしも悪くなく、たといことが言えると思つたのであります。それから損害保険事業は御承知のように国際的な事業でございます。われわれ損害保険業者といたしまして、一部の比較的良好な住宅保険が損害保険会社の手から離れるということは、国際的な信用も失うというやうなことになるかと思つたのであります。そういう意味から申しまして、この災害補償業務を追加されるという御提案に対しましては、損害保険業者といたしまして賛成いたしかねるやうな考えを持つておる次第でございます。

○上林山委員 ちよつと議事進行について意見を申し上げます。参考人の陳述が全部終つてから参考人に対して質問をした方がよいから、それとも質疑応答を明確にする意味から、お一人が済んだ直後簡単に短かい時間で一人ずつ質問して行つた方がよいではないかと思つたのであります。ひとつ委員長から委員各位にお諮りを願ひたいと思ひます。

○松本委員長 たいまの上林山委員からの御意見でございますが、委員長といたしましては、参考人の方々の御意見を一応拜聴いたしまして、その上で各位から参考人の名前を指さされて御質問を願ふという心組んでおります。

すので、参考人の御意見を全部お聞き願つた方が御質問もしていただきよいかというのを実は考えをしておりますが、いかがはからいませうか。

○上林山委員 それではついでに御承知いたします。

○松本委員長 それではさうに御了承願ひいたします。

ではなほだ恐縮ですが葛西さんよりお願いいたします。

○葛西参考人 たいまの山根参考人からの御話とやら重複する点もあるかと思ひますが、災害補償制度の問題についてわれわれ新聞等で承知いたしました。損害保険業者といたしまして、それに対する意見をそれ／＼関係の方面にすでに提出いたしてございます。右いづれも御質問済みの問題ではないかと考えます。

たいま山根さんからお話のありましたやうに、被災者の負担が軽減されるかどうかというにはまつたく同じ趣旨の考えを持つております。初年度には少くとも頭金に対しては自己負担において、災害補償制度以外の民間の保険制度による補償をお求めにならないければならぬ立場になるだらうと思ひます。それから木造家屋に例をとりますと、十八年間の償還をされまして、自己負担の分が漸次増大しまして、補償制度による補償を受ける部分がだん／＼減つて参りますので、これを十八年間で私どもが計算をいたしますと、必ずしも被災者の負担が軽減される結果にはならないと考えます。もつともこれは法案ではわかりません。新聞等で承知いたしますと、補償料金を三円ないし三円五十銭と仮定いたし

まして計算いたしました結果がさういふやうに相なるわけでありませう。

それから減失あるいは毀損の場合、主として毀損の場合を申し上げますと、その修繕費に充てるために償還免除額までの再融資をされるというふうな法案では拜見いたしました。さういふにいたしますと、新しい住宅をふやすためにいろいろ御計画になつておりますその資金が、既設の建物の毀損の修繕の方に流れまして、住宅が新しくふえるという面はそれだけマイナスを生ずるのではないかとさういふに考えられますので、願ひくは既設建物の毀損部分に對しての修繕その他の資金の面は、民間の保険を御利用願ひまして、当局の言われまじ住宅を増設するという面をもつぱら強く敷衍していただくことが国民として望ましいのではないかと考えておるわけでございます。

それからこの点も山根参考人と重複いたしますが、わがまわがせんが、民間の保険業者が契約をいたしてあります料率につきましてもいろいろ御批判もあらうかと思ひますが、なるほど二十五年十月に住宅金融公庫の業務が発足されてから本年の三月までの統計は私どもの方でわかつておりますが、それによりますと損害率というものは相当低いのは事実でございます。但し先月十七日の鳥取の大火によりまして約二千万円の保険金が支拂われておりますので、これを計算に入れますと損害率も著しく増大して参ります。なほ昨年の十月から起算いたしまして、本年の九月一ばいまでの残余の期間に起り得る可能性のある損害、不幸にして第二、第三の鳥取を生じないとも限らぬと思

います。それらのことを考えましたときに、必ずしも御立案になつております補償制度が補償料金のみによつて十分まかなえるかどうかというところは、私も損害保険に多少経験を持つておる者として疑念を持たざるを得ないものであります。補償料金の範囲でまかなない大きな赤字が生じた場合には、何らかの方法によつて補填されるものと考えますが、さういたしますと、住宅金融公庫から融資を受けた住宅の所有者が非常に仕合せな立場になります。一般の国民から申しますと、あるいは公平を欠くのではないかと感じますのであります。主としてさういふ点で私も損害保険に従事いたしますものとしていたしまして、この補償制度に對しては遺憾ながら御賛成しかねるのでございます。以上簡単にございまして私の公述は終ります。

○松本委員長 次に石井桂君。

○石井参考人 私、都の建築局長の石井でございます。本日参考人としてお呼出しを受けましたが、突然で研究も十分してはしるうとでありましての上で、きわめて常識的の意見を簡単に申し上げたいと思ひます。

改正案によるところの補償制度におきましては、貸付金の未償還分だけの免除をするやうな制度になつておるやうでございます。さういふと、われわれ住宅の建設を一生懸命で進められているもの立場から見ますと、公庫の方では、たとえば住宅が焼けたときまでは償還金が償還される、その残りがまた補償料でまかなえますから、公庫は損得なしということでもまことに都合

がいい。しかし焼けた建築主の方は、未償還金は別といたしまして、頭金は拂つた、償還金は灰になつてしまふということ、何かもの足りないやうな感じがいたします。そこでちやうど焼けたやうな状態に、焼けたものがうへん同じやうな状態に建つて、そうして焼けたときからと残つた金を償還すればいいというやうな程度に、めんどうを見ていただけるなら非常にいいのじやないか、そうでないやうなつと徹底を欠くうらみがあるのじやないかという感じがいたします。但し火災のみならず、風水害とかいうものも対象にした点でありますとか、あるいはむしろ営業でなく、自家保険の制度にのつとつておられるのだと思ひますので、従つて営業方面から比べれば料率は自然安くなるだらうと存じます。そういう点では私はこの制度が悪いとは考へません。本日お呼出しがあつて、この制度はいいか、悪いかということをはつきりしろということもお聞きしないで、漫然と出て参つたのであります、こういう点は考へられなもののかという、欠けておると思われ点と、非常にいいと思われような点を申し上げまして、御参考供した次第であります。たいへん簡単にござりますが、きわめて常識的であります、私の意見を終ります。

○鈴木委員 鈴木敬一君。

○鈴木委員 私は住宅金融公庫の従事者として、立法に基く実施機関としての立場からのお尋ねだらうと思ひますが、大体損害補償制度というものを今回公庫法中に追加せられる趣旨の提案のあつた政府の意図は、おそらくは債務者すなわち家屋所有者であります

が、これらの負担をなるべく軽減させよう、こういう動機にはかならぬことかと考へます。いろ／＼な観点から、公庫の被貸付者すなわち債務者についての御意見もあるかと思ひますが、本来庶民階級、中層階級の、自己資金もある程度持つが、そのみでは家屋は建たぬという人に公庫から貸付をしようというのであります、月何十円、何百円という金も、收支の上から非常に生計費にも響くやうな状況の人々を対象としておるのでありますから、少しでもその負担が安かれという事は、われ／＼の立場から申しまして、ことに債務者の方面から見られて、けつこうな改正であると思ひなればなるまいかと思ひます。ただこれは、われ／＼が実施当局でありますから、改正法律案成立の上は実施をしなればならぬのであります、が、保険類の制度の運用はこれまた一つの特殊の業務であると思ひますので、私初め公庫の現在の職員のみをもつては、とうていその完璧を期することはむずかしいかと私は思ひます。自然さういふ方面に対する事務の熟達をはかる必要があります、また人員、経費等も相当な数量をこれのために増加していただくなければ、これが実施の完璧を期することはできぬと考へております。ただいまのところ私どもの承つてゐる範囲内においては、いかなる陣容のいかなる設備が、公庫法改正によつて公庫に與えられるかということをよく存じておられません。これはあるいは立法後における今後の問題になるかもしれません、そこに当事者として多大の心配をしてゐるというのを申し上げておくことが偽らざる申し上げ

げようかと存じます。またこの災害補償制度なしで現行民間保険業者による共同保険契約と申しますか、料金を一般料率よりも相当減じた。また取扱ひ方法等も付保の債務者の立場からいつて比較的簡易な方法によつて取扱つてもらつております。またこの民間保険業者との共同保険契約による付保の状況は、きわめてスムーズに円滑に実施せられつゝありますので、現在の状況のまま推し進めたといつたしましても、またそれも可なりではなからうかといつたやうな心境にある次第であります。簡単に要点だけ申し上げた次第であります。

○鈴木委員 以上をもちまして参考人の方々の御意見の開陳は終りました。参考人の方々に對して御質疑がありますればこれを許します。なお住宅金融公庫總裁鈴木敬一君、大蔵省銀行局保険課長狩谷亨一君、建設省住宅局長岡田健四郎君、以上の三名が見えておりますから、以上三君に對する質疑もこの際にもお許しいたします。質疑は通告順によります。三池信君。

○三池委員 せつかくお忙しいときに参考人の方々に來ていただいた、わずかに十分くらいの参考意見を承つたのであります、が、非常に、もつたないこと、でも、もう少し詳しく意のあるところを十分盡させていただくようにとりはかつていただきたたのであります。

一応今御参考の意見を承りました、私は今の御意見とは非常にかげ離れたやうな一般的な質問になるかもしませんが、議事を進めます上において御質問をしたいと思ひます。一般的な問題はあつた方々にならうかといふことでもございせんし、また大蔵當局あた

りからも見えておられるさうですから、そういう方からの御答弁でもけつこうであります。

第一点は、金融公庫法によつて住宅ができたその住宅に對しては、火災保險会社は再保險をつけておられるか。

それから国有財産は民間火災保險会社の保險の対象になつておるか。それと約款によつて保險をかけておつても支拂われないというやうな特別の場合があるやうに承つておられます、が、そういうのはどういふ場合であるか。たとえば天災地変あるいは戦争における戦災といふやうなものは拂われないかどうかといふことでもあります。さつき鳥取の話が出ましたけれども、鳥取はもう支拂いは完了しておるかどうか。さらに現在一般の保險料と、便宜をはかつて減額していただいております、公庫法による住宅に對する減額はどれくらい割合になつておるか。以上五点をどなたからでもけつこうですが、伺いたしたいと思います。

○西田参考人 ただいまの御質疑に對してお答えをいたします。住宅公庫の保險に關しての再保險の問題であります、これはただいままでの経過では、私は一つも例外がないかあるかはちよつとわかりかねますが、大部分はまだ再保險をするに至らない、かやうに考へます。と申しますのは、二十五年の十月から発足なされて、建築物の密度というか、一箇所に多数の建築物が集約的に建築されるというものは、まだ多く実現してないのではないかと思ひます。その点について漸次復旧されるにつきて、部分的には一戸々々の建築物に限られておられます、集団的に一箇所に多くの建築物が建ちます

と、保險事業者としては一回の火災で延焼するおそれがあると思ひ限度を定めまして、それが自己の資産に比して非常に過大であると考え場合には、超過部分に對して再保險をかける、かやうに相なると考へます。

それから約款によつて保險をかけておつても支拂われない保險があるかどうかというお尋ねでございます、これは代表的に申しますと、ただいま御指摘にありました戦争危険による損害、地震による損害、今回補償制度にも御計画になつておるやに何つております風水害の問題、これは現在の日本の損害保險会社といたしましてはお引受けをいたしかねております。これはでき得ればさういふものにまで廣げて引受けたいというのが業者としての念願でございます。またできるだけさういふふうな調査研究を進めつつありますけれども、遺憾ながら予測のつかないやうな大きな損害に對しては、責任を完全に果たすだけの資産その他の準備について十分な点があるものであります、ただいままでさういふ種類のものを引受けいたしかねております。

それから鳥取市の支拂ひ状況についてのお尋ねがございました、これは十七日に火災が発生し十八日の午前中に及んで鎮火いたしました。その後主幹の店である京都の支店の者が即時現地にかけつけました。ああいう大火でありますので、調査にも連絡がなかなか困難でございます、東京、大阪からも応援隊を派遣して、幸い二十九日から三十日ごろまでに一応の調査が完了し、五月二日から三日には約九割方支拂ひが完了したといふふうな承知しております。ごく部分的には火災の

発生時に契約の申込みをしたというふうなことで、時間的な調査を要する問題も例外的にはございまして。さうな問題は今の二週間以内にはあるいは支拂いが完了されない例外のケースとしてあつた、かように考えます。

それから本庫の利率についての御質問でございまして、試みに二十五年十月から二十六年九月までの、業務開始以来一年間の、契約されました現実の保険料を平均してみますと、六円二十四銭程度に相なつております。その後一般の住宅保険料率等の引下げもありました関係上、二十六年十月から二十七年三月までの統計が出ております。ちやうど六箇月間になります。その数字を見ますと、全体の一年間の六円二十四銭であつた平均利率が、約五円七十銭に相なつております。

これはまだあの半年の契約状況によりまして、さらに数字は変化する可能性があると考へております。それから他の一般の利率に對してどういう割合で勉強されておるか申しますと、保険料率の平均は、その年度年度の建物の配置状況によりまして動いて参ります。大体全国の住宅の利率を平均いたしましたして、八円五十銭ないし九円になる、かように考えます。これはときによつて違ひますので、一律にそれが動かないとは申し上げかねますが、現在約三割二分強の開きになつております。

○御答覆委員 国有財産について保険に付せられることになつておりますのは、実は私国有財産の主管でございませんで、はつきりしたことをこの席で御答弁申し上げかねますが、私の承知しておる限りにおいては、あるいは

例外はあるかもしれませんが、民間保険会社の火災保険はついてないと思ひます。

○山根参考人 ただいま国有財産が民間の保険会社に保険されておるかどうかがという御質問でございまして、国有財産といひましては、民間の保険会社に保険はつけておられないのが原則でございまして、戦争後国が接収した財産、工場とか機械とかいふものに對しましては、火災保険を民間会社に契約した例があるでございまして。

○三池委員 葛西さんにお尋ねいたします。保険会社の營業的な部門に入つてまことに恐縮でございまして、けれども、大体保険会社は保険の対象物件がいろいろあるわけですが、住宅もありましようし、海上損害保険もありましようし、いろいろありましようが、さういふようなブルをしないで、住宅だけに限る場合に、今まで保険会社でやつておられる損害のために支拂ひをされた部分と、会社の營業費並びに利潤といふものがどういふ割合になるか。住宅といふものは割合優秀な、火災保険会社側としてはありがたい物件だろつと考へるのですが、住宅だけに限りますと、いわゆる付加保険料といひますか、さういふものはどういふ割合になつておるかというのを、概略でよろしゅうございましてからお知らせいたしたいと思ひます。

○葛西参考人 お答えいたします。御質問の純保険料、付加保険料の区分は、私どもも保険業者といひましたしむずかしい問題でございまして。ことに御質問にありました住宅物件だけに對しての経費割合がどうなつておるかということは、ちよつと区分して数字的に

に申し上げにくいと思ひます。と申しますのは、火災保険、損害保険と大きく分けまして、火災保険のうちでも住宅外の店舗物件、工場物件、倉庫物件等もございまして、さういふものを總括的に見まして、火災保険の利率を立てるといふ建前になつておりました。これはもちろん私どもの監督官庁であります。大蔵御当局の認可を得てそれぞれ実施しておるわけでありまして。これを普通物件について経費割合がどのくらいということは、一般の保険会社は区分して経費割合を算定しております。ただごく常識的に申し上げまして、ただいま御指摘の通りに住宅物件は火災保険の対象物としては非常にけつこつなものであるといふことはまさにその通りでございまして。従ひまして一般の店舗、工場、倉庫等に比べましては、利率自体は、住宅物件は金融公庫物件に限らず、一般の住宅物件につきましても、その他の物件に比べますと、低い利率で契約されておることと事實であります。ただ同じ保険料を収受いたしますのに、口数を非常に多く集めなければならぬという事情もございまして、現実の問題として外勤の従業員が、店舗、住宅等へ一回お尋ねして、それで契約が成立して、保険料をいただくというところはむずかしいのであります。主人が留守だとか、今都合が悪いとかいふようなことで、一つの契約について何回か通つて御折衝を申し上げないと、契約の成立、保険料の收受ということが実現しにくい。こういう面から申しますと、交通費あるいは従業員の給與の時間割にいたしますと、経費が比較的にかかるというところをごく常識的に御判断願えるかと思

うのであります。住宅物件だけの経費をわけるといふことは、理論的にあるいは不可能ではないかと思ひます。が、ただいままで私どもがやつております経費の区分制度では、数字的には申し上げかねる実情であります。

○三池委員 今の御説明で、住宅だけのさういふものはなか／＼率が出にくいといふことは、あるいは一部さういふ点もあるかと思ひます。しかしながら今度はその経費の中でも、たとえば住宅の場合だと、勧誘に行く経費が大きなものであるといひますと、住宅金融公庫によつて建てた家の経費はほとんどゼロに近いといふふうに考へられませんか。契約を勧誘に行くわけでもないし、保険をかけたければ公庫が金を貸してくれないから、金を借りる契約をすると同時に保険に入つていく。それがどういふようなことでどういふ会社がやられるのか私どもはわかりませんが、おそらく公庫が中に入つてしかるべき保険会社と契約されるわけでありましようから、さういふ面からいいますと、公庫の場合に關しては付加保険料はほとんどゼロに近いと考へてもよろしゅうございまして。

○葛西参考人 お答えいたします。住宅金融公庫の保険については募集経費がゼロに近いという御指摘でございまして。これは二十五年十月に公庫の火災保険の契約を引受けましたときに、利率をいかなる点に置くべきかというところにつきましては、業者の間でも十分協議をいたしまして、さらに大蔵御当局にも御了解を得ました。その引下げの理由をいたしましては、ただいま御指摘の募集経費が非常に安く済むという点が主たる原因でございまして。そ

れから危険度ということだけを一般の住宅と比較して申しますときに、比較的建坪率その他にも制限があつて、極度の密集は考へられない。それから建築物自体の規格も建設省で組みになつたある規格に基いての建築物ができ。それらの点で、危険度においても、一般住宅よりやや良好であるといふことは考へられるが、さういふ割合もその危険度において下るといふことはなか／＼考へられないといふのが業者の結論であり、また建設御当局の御意見でもございまして。主たる原因は募集の経費が少く、手続が簡略であるから、相当な利率の割引をしてでも可能であらうといふことで、ただいままで実行しておりました利率が生れて来たわけでありまして。さう御了承願ひたいと思ひます。

○三池委員 もう一つ、最近の一番新しいデータにおきまして、二十五年から昨年度におきまして、保険契約のために保険会社に入つて来る保険料と、損害があつたために保険会社が支拂われた両金額をひとつ伺つておきたい。

○葛西参考人 二十五年十月の発足から一年半を通過して申し上げますと、二十五年十月から二十七年三月まで収受いたしました保険料が一億九千四百萬、端数は省略いたします。それに対して支拂いたしました保険金が八百五十萬。これは三月末で、鳥取大火の約二千万は計上されておられません。これを計上いたしますと数字はずつとふえて参ります。それからこの点をひとつ御留意いただきたいと思ひます。それはただいま申し上げました数字は、一応三月までに納收されました保険料と、

○三港委員 今の御答弁で承知いたしますと一億九千四百万の中に未済の分を残しまして八百五十万、だからかりに倍にしましても千七百万を支拂われているわけであります。そうしますと約一億七千万余りは、もし経費が入らないといたしますと、それが保険会社との利益に入つて来ているというふうにもなると思うのであります。葛西さんへの質問はこれで打ち切りまして、鈴木總裁にひとつ御質問したいと思ひます。さつきのお話では可もなし不可もなし、どつちでもいいようなことですが、總裁は住宅金融公庫法なるものので性格を十分に御承知だろうと思ふのです。先ほどから参考人の方々の意見をお聞きになりまして、總裁自身はどう

る、安い金で安い負担で住宅が手に入るようにしなければならぬという意義を持つている法案だと思ふ。だからそれを徹底させるためには、あくまで社会政策的な意義を貫く意味において、負担の軽減というものはからなければならぬ。さつきの石井局長のお話のように、焼けてしまつたらただ借金を返すだけで、またそれを建てるだけの金はないということはごもつともなんですが、あの階層では自己の財産を擁護するというような、保険に対する認識のある方々が非常に少いのじやないか。認識はあつてもその能力を持つておる人は少いのじやないか。実際におおいてそうだとしますと、自己財産の擁護をしたいというような保険に対する理解があり、かつそれだけの能力を持つておるところの一部の人々のために、公庫から金を借りておる大部分の人に、公庫からその犠牲において、しかも人たちが、その犠牲において、しかも公庫の社会政策的なほんとうの意義を少くするということとは、公庫法の忠実なる精神を体していただかなければならぬ総裁としては、あのお話は納得が行かないのじやないかと思うのです。また技術的に損害の額を決定するようなときには、はなはだ専門的な人がいるのだというお話であります。鳥取のようになあいつ何年に一回あるかわからないといううやうやな、まづたく不測もないといううやうやな、まづたくなにその対象としてのお話ではまことにそのうでありましようが、昨年度あたりでも私が承知しております焼失物件といふものは、わずかに十五件、それといふものには対しましてはその専門的にたくさんの方々の人を用意して常置しておく必要はない。そういう場合には便宜的手段、方法が当然生れなければならない。

ない。また保険事業が国家的な事業であつて、優秀な物件を除外されるということは非常に困る。これは日本の国自体が資本の蓄積によつてだん／＼と再建されなければならぬという面からいいますと、あえて一保険業ばかりでなく、大いに必要なことだと思ふのであります。その対象が階つかく公庫法によつて、そういう庶民階級に対する住宅緩和をはかつてやろうという、そういうものを対象にしての資本蓄積というものは、本来の法案の趣旨と違つておる。また別箇の観点をつけなければいけない。これは私たちの党の政務調査会での持論でありましたが、これは非常に民業を圧迫する法案であるから、やめたらよからうというような意見もあつたのであります。しかし私は全然別箇の考えを持つておつた。金融公庫法によつて住宅がだん／＼建てられ、少くとも年に五万戸くらい建てられるということは、現在よりもかくも、十年、あるいはそれ以上過ぎに優秀なる保険会社の契約の対象物件となるものを提供しておるわけです。むしろ民業助長に協力しておる。本来からいいますと、補償制度というものはこの法案ができる当初になつていなければならぬ。それを便宜的にそこまで立案させいかにわれ／＼の頭がまわらなかつたせいか、一時安易な方法として、保険会社の保険契約によつて担保をとる、本来から言いますと、これはこの法案の当初にこういう補償契約の制度というものがなければならなかつた。こういうことをすること自体が公庫法案の趣旨を貫く意味合いだ、これは誤ればせながら今日元に返そうといふのでありますから、何ら民業圧迫といふ

ようにならうに解散されるのには安んずるべきでない。そうして公庫法によつて家が建つということは、それ自体がすでに將來にわたつて保險業に対して非常に優秀なる物件を提供しているといふことになるのですから、民業圧迫といふようなことにはならないと思うのであります。そういうような意味合いによりまして、総裁は現在でも別に困りもしないというようなお話でありますけれども、さらに総裁自身の公庫法案の忠実なる施行者の立場において現在の改正法案の成立を極力希望されるような意見を私は期待するものであります。総裁のお考えを承りたいと思ひます。

○鈴木説明員　ただいまのお尋ねにお答えいたします。公庫の貸付にあたりまして、なるべく諸般の観点から債務者の負担をなるべく輕からしめるような結果に導くようにしたいということでは、ただいま御発言と同様に私も切實なる期望を抱いております。一人であるなるべく保險料、補償料等の負担もできるだけ輕い方がよろしいということでは、あくまで熱望いたしております。あるいはまた質問外のことにとわたりませんが、家屋に伴う税金というよりなかに、面におきまして、できるだけその負担が輕い方がよろしい、あるいは金額におきましてはその方が重いのかも、いれません。すべてそういう広き視野に立つてなるべく負担を輕からしめたいといふことは当初よりの念願でありまして、そういう措置がき得る機会があるならば、さやうにとりかはらうというに主務省にも建言をいたしたいといふこと

うことを考えておるのでありますが、私どもの方の付保物件はことごとく債務者の自己所有家屋でありまして、これは萬國参考人から付保物件の安全性という点に思いますが、賃貸家屋その他官公庁、工場、会社、事務所等よりはるかに安全に非ざるに安全度があるものと考へます。

それからもう一つは民間の火災保険各会社は当初以来料率の軽減をお願いしておる私どもの気持の一つの動機は、参考人からお述べになつた以外に、われ／＼の方におきましては、代理保険業者の手を經ないということ、これは保険業者が代理保険業者の手を必ず經ておやりになつておるのが一般の例のようでありまして、これは当然に相当程度の代理手数料があることと考へますので、当公庫の方の手續におきましてはさうな経費もほとんどないから、当初は少し乱暴な提案だつたかも知れませんが、一般料率の五割引き程度の軽減をお願いしたいということも申し出た機会があつたのであります。が、大蔵御当局の監督のお立場からの御意見もあり、業者方面の御意見もあつて大体三〇％減ということにおちついたのであります。さらにまた第二回目の協定を開始するにあつても、われわれ全体三〇％減に願ひたいということでありましたが、今申し上げたやうな各方面の御意向の結果、専用住宅については三〇％でよろしいから、店舗等の併用住宅については料率の減じ方を少くするやうな現行とりきめができてゐるわけでありまして、もし民間保険業者のお手をわすらすとい

たしまして、各方面の御意向の妥結したところではなければ実施できませんけれども、なるべく保険料率を安くいたしますことは、どこまでも願ひたいのであります。その意味合いにおいて今回の損害補償制度はたしてどれだけの補償料率になりますか、私確定した結果を聞いておりませんが、れども、ある程度安くなるという点においては、きわめてけつこくな、これは新しい制度であるということ先ほど申し上げた次第であります。但し今の御質問の意味が、そういうものを全廃する考へはないかといつたやうなお考へであれば、やはりわれ／＼の方といたしましては、債務者の負担はなるべく少くするようにという考へは持つておりますけれども、貴重な政府出資金、あるいはまた零細なる貯金より成るところの預金部資金を貸しつけるのでありますから、これが債権の確保といふことにつきましては、社会常識からいいますと、不動産貸付の当然の方法である担保物件をつけるといふことがござります。これはしなればならぬことと考へております。何らかのやうな補償物件というやうなことはやめてよろしいという考へまでには至りません。そういう意味合いにおいて先ほど申し上げたわけでありま。なお現在民間業者と共同保険を結んで行つておりますものは、きわめて円滑に運行されつゝあり、もしやうな料率をもつと下げなくてもよろしいという観点に立ちますれば、現行通りで別に不可はないという意味を申し上げたのであります。どうぞ御了解願ひたいのであります。

○上林山委員 本問題は言うまでもなく、国民の納めた税金によつて、家を建てることのできないで困つてゐる人たちに、できるだけ有利に家を建てさせる、そしてその結果はさらにこれをあらゆる角度から拡大して行つてできるだけ多くの家を建てさせるという点から判断をして行かなければならぬ問題だと思つております。その点からいへば、イデオロギーとしてはあくまでもこれは民間保険会社にやらすべきものであると考へますけれども、實際問題としては一部必ずしもそう行かない場合はあると考へるのであります。ひいては政府としても、保険会社としても、できるだけわれ／＼が考へてゐるこの線に向つて進んでゐるものだとするふりには判断をいたしてあります。ただその方法がどの程度に達するのであるか、また比較した場合にいづれが實際的であり、大局から見てよいかといふことを比較検討して判断して行かなければならぬので、さういふふうな考へておりますので、この点から暫時質問をしてみたいのであります。

○上林山委員 九千万円を未経過分に對する基金として積み立てておるといふことは了解をいたしました。これはあくまでも規則による積立金であつて、御答弁にもありました通り、事件が起つてみないと、どういふ数字が割当てられて行くかといふことはわからぬ。これは大きな問題だと思ひます。が、ただ今までの起つた標準からこれを換算してみますと、九千万円まる／＼の損害が将来起るべきものではない。さういふことだけは明瞭であります。そこで私が少く立ち入つて御意見を拜聴したいのは、第一点としては、ただいまにおいて一般の料率に比して三割二分程度割引の便宜を與えておられる。この点は私は非常に敬意を表しておる点であります。そこで一歩前進し

まして、今日日本の都市計画は戦前に比較いたしまして非常に進んでおります。防火帯を設け、道路を広げ、水道を拡充し、その他いろいろ防火の設備等も、今日は戦前に比較して相当進んで来ておる。なお建てられる公庫の住宅は相当の規格がありまして、延焼という点などは相当部分食い止める方法に進んで来ておる。さういふ点等から考へまして、鈴木總裁も言つておられたやうであります。五割見当料率を下げて、経営は十分立つてゐないか。しかも今後一年間に五万户、場合によつては財政の事情を考へまして七、八万户建て得る時代が必ず来ると私どもは考へておるし、またさうしなければならぬ熱意をもつて私ども建設事業に協力を示しておるもの一人でございますが、さういふ点から考へてみて、五割といふことがはつきり言えないとするならば、今の三割二分よりもある程度料率を棄にしてやる。さういふやうな考へはないかどうか、この点を承つておきたいのであります。

○萬國参考人 お答へをいたします。ただいまお話のありました未経過分そのまゝの損害が生ずるものとは過去の数字から考へて考えられないといふことは一応ごもつとでございますが、しかしこれは何人もちよつと予測のつきませんこと、あるいは不幸にして未経過部分では補償し得ない災害が起らないとも私どもは保証いたしかねるものであります。ただ先ほど来いろいろ各委員の方、鈴木公庫總裁から、できるだけ契約者の負担を軽減するやうにという御趣旨は、私どもとしてもまつたく同感でございます。それ

から先ほど三池先生からも御指摘のありましたように、住宅が非常にふえるという事は、やがて民間業者の契約対象物件がふえるから、必ずしもマイナスではないではないかという事、また、つたく私どもも同感でございます。従いまして現在行つております利率を、もう一段と軽減する余地がないかどうかというたゞいまの御質問でございまして、この点につきましては、いろいろ、

保険会社間でも、過去の統計等から考へまして、もう一步勉強したいという考へを持つて目下いろいろ協議をいたしております。但し利率は、私どもの業者で組織しております利率算定会というふうな団体がございまして、そこでもいろいろ各般の資料によりまして利率を勘案いたしまして、そこで出ました結果を大蔵省の御認可を得て実施するといふ建前になっております。その点につきましては、できるだけ勉強したいといふことは申し上げておきますが、どの程度までの勉強ができるかという点につきましては、至急になお業者間で協議をしまして、また大蔵省の御認可を得た上で実現をいたしたい、かように考えております。

○上林山委員 營利を目的としておられる保険会社から、きわめて理解ある御答弁をしていただいたのであります。が、われ／＼はその点から考へまして、これまた敬意を表するのであります。すし、できるだけ五割程度に近いものを実現するように御努力を願うと同時に、大蔵省の保険課長も見えておられるのでありますから、この事情を上司によくお伝え願ひまして、できるだけわれわれの希望というか、あるいは家を建てておる者の希望というか、そういう

人たちの希望に近いものを実現せられるように、重ねてこれは希望として申し上げておきたいと思ひます。

第二点は、日本の保険会社は現在の段階においては、先ほど御答弁にもあつた通り資産状況は必ずしも安定の域には達していないと思ひます。しかし漸次立ち直つて安定向上の方向に進みつつあることも、これもまた事実であると考えておるのであります。諸外国の例をとつてみますと、住宅政策の一環として保険会社が直接家を建てていく場合もあるし、あるいはまた融資をいたしましてできるだけの家を建てさせることに協力をしておる。わが国でも、船会社等においては、一部公共的な事業としてそういうふうな方向をたどつていく段階かと思つて、ぼつぼつできる程度の範囲内においてこういうふうな建設的な面に協力をして行く、こういう考へがあると思へば、まことに幸いであり、私どもこの問題を通じて、家をたくさん建てられるようにして行きたいというのが根本の趣旨でありますから、そういう点から、われ／＼は切実にこれを要望しておるのであります。但し外国並にこれをやれという無理な注文をしておるのでもない。しかしもうイデオロギーの域を脱して具体的な仕事の段階に入つて来たのだ、たといそれはわずかに百軒でもよろしい、あるいは五百軒でもよろしいが、こういうふうな方向に進んで行くということが保険会社も立ち、住宅政策の一環として見るべきものが必ずあるのだ、双方の利益を考へて、私はそういうふうなことをお聞きしておるのであります。日本においては

まだ早い、あるいはもう、少しもやつてよい時期か、この点を實際担当しておられる有力なる保険会社の代表者の皆さんに、この際特に伺つておきたいと思ひます。

○山根参考人 ただいまの上林山先生からの御話の点につきまして、お答えいたしたいと思ひます。それに先立ちまして、先ほど上林山さんから、住宅公庫の利率を五割近くになるように勉強する考へはないかどうかというふうなお話もございましたが、実は私ども考へておりますのは、單に住宅金融公庫の利率を一般利率から引下げる、差別的な待遇をするというふうな考へよりも、日本の住宅全般について引下げ、たゞいまお話になりました消防とか、都市建設の状況とか、経済の情勢とか、社会情勢とかを勘案いたしまして、一般住宅利率を引下げて行くといふことがわれ／＼の念願でございまして、ただそういう場合には、住宅公庫の物件と必ずしも五割とか三割とかいう差別がなくとも、一般の人たちが負担できるように安い利率にするといふことがわれ／＼の考へでございまして、その点はひとつ御了解を願ひたいと存じます。

それから第二の保険会社の資産の運用の点でございまして、住宅を實際に経営する、あるいは建てて行く考へはないかというお話でございまして、これはわれ／＼といたしましては、実は社員とか従業員住宅を持つことすら十分に行つてないような状態でございまして、住宅経営をするというふうなことは、まだ多少困難な面があるかと思ひます。しかしながら住宅経営が、われわれが被保険者の家庭からお預りし

ております資金の運用の面に多少でもプラスになり、あるいは損をしないので済むというふうな段階になりますならば、住宅の建築特にアパートの建設というふうなことを考へてもいいといふことをわれ／＼は常に考へております。

それから住宅方面に融資をしたらどうか。これはその受入れ態勢と申します。住宅公庫なりあるいはそういう施設がございまして、保険会社の融資のわくにはまゐります。これは行つてもよろしいと思つております。御承知のように保険業法によりまして、保険会社の資産の運用につきましては、非常に嚴重なわくがございまして、株式投資には資産の三割までを許され、不動産投資には資産の二割までを許されるというふうな規定がございまして、また投資は資産の二割までといふようなわくがございまして、その範囲内で優良な会社あるいは優良な物件に對しましては、金融機関に関する規則に違反しない限り、融資してもさしつかえないといふふうに考へております。

○上林山委員 直接ないしは間接に法の範囲内において、あるいは資産の許す範囲内において、投資によつて住宅政策に協力してもよろしい、こういう御答弁であつたと了解するのであります。が、願ひくば、日本の保険会社ももうそういう方向に一部進んでいい時期であるといふふうに考へておるのであります。そこでこの問題は非常に重大な問題でありますので、これ以上私はお尋ねをいたしません。なお投資の關係で法律の改正が必要であれば、法律の改正をやつてもわれわれ

にはあなたの方の熱意に並行して国民の要望にこたへてもいいというふうな考へを持つておりますので、ほんとうに住宅政策にそういう積極的な御関心を持つておられるとすれば、できるだけ近い機会にそういう方向に進めてもらいたい。これが私の第二の切なる希望であります。

そこでこの際参考として承つておきたいことは、法的にいろいろ制限が加えられておる資産の三割を株式、不動産に二割、投資には二割といふふうになつておるということでありまして、現在そこにもし資料がございまして、ばお答えを願ひたいのは、現在において日本の保険会社はこの法の示す割合で、どの程度實際各方面に投資をしておりますか、大きな数字だけでつていいと思ひます。

○山根参考人 ただいまの上林山先生からの御質問に對するお答えをいたします。本年二月末の数字しかまだ手元にまゐつておりませんので、その数字によりましてお答えいたします。現在損害保険会社二十社の総資産が三百六十億といふことになっております。このうち實際にまだ保険契約者から保険会社に入らない保険料が一箇月分、大体七十億ほどございまして、約二百九十億でございます。そのうちで、損害がありましてたばらばいつでも支拂ひという責任準備金のうちの現金、預金といふものを、そのうちの約三割になります九十億ほど持つております。それから有価証券のうちの株式が九十億、これは帳簿価格であります。社債はごく

わすれが、約五億、それから国債、地方債が六千万、これを御説明申し上げますと、戦争中は国債の占める割合が非常に多かつたのでございしますが、御承知のように戦後国債の買上げ等によりまして、あるいはその後の発行がございせんので、かように減少したわけでございします。

それから融資の方は船舶融資、証券融資、これらを加えて大体四十億、割合にしますと一割三分ほどになつております。それから不動産投資、これは主として事務所、営業所、あるいは社員の住宅等を主としたものでございしますが、これが三十五億ございします。こういった数字になつております。

○上林山委員 この問題については少しく掘り下げて御意見を拜聴したいのでありますけれども、時間の関係もありましようから、他日に譲りまして、次にお尋ねをいたしたいことは、政府の提出している案の特徴といひますか、それとも長所といひますか、私どもも考へておる点は、災害の起つた場合の災害補償料を支拂つて行くこととおる点だと思つておるものであります。ただその場合三四十億で十分には、これをまかなつて行けるかどうかといふことは、これから検討を加えて行かなければならぬのであります。そこで保険会社側にお伺いをいたしておきたいことは、約款によりまして戦争とか地震とか風水害とかいふようなものは現在では引受けないことにしておる。けれども、でき得べくんば、これも資産の状況とにらみ合せて将来は何とかして行きたい、こういう考えを持つておるのだ、こういう将来

への暗示を與えてもらつたのであります。私は、私は保険会社が営利事業である以上、同時にまた半ば公共性を持つておる事業であるという点から、あまりに多くの希望を申し上げて根本を破壊するような要求をしてはならないと思つております。ただそこで、この中の一つだけでもよろしい、風水害の場合等も何らかの方法を将来考へる余地はないか、これを全部やるというところは、とうてい至難だと考へます。しかしながら、その中から、日本の実情として事実水害が多いことは御承知の通りであるが、これに一定の條件をつけて、最小限度でいいのであります。私は、私は、しかも近い将来何とかの考へを及ぼして行くというようなくとも必要になつて来るのじやないか。これを解決すれば、私は今ただちに政府案を引込めて現状にある程度改革するだけで、保険会社側の要望に応じてよいのだというくらいに考へるのではありません。こういう点について、近

い将来、何とかして行くというような準備あるいは調査研究でも、すでに着手しておられるものがあるかどうか、この点参考のために伺つておきたいと思ひます。

○葛西参考人 ただいまの御質問に對してお答えをいたします。戦争保険、地震保険、風水害保険と、私も先ほど三つ例としてあげました。その中で、ただいま上林山先生からどれか一つでも実現するような用意がなされておるかどうかという御質問だつたと思ひます。戦争保険、地震保険につきましても、大蔵御当局で、地震保険の御計画等もかつてお立てになつたことも承知いたしておりますが、いろいろ予算等

の問題で実現をいたしませんでした。戦争保険につきましても、これは民間事業としてなかつて成り立ちにくいという考へは現在でも遺憾ながら脱し切つておりません。ただ風水害につきましても、先般建設省御当局からのいろいろの資料も拜借し、また民間業者においても、火災保険、その他につきましても資料を集めて、できればひとつやうな希望は持つて進めたいと思つたが、やはり再保険の制度であるとか、補償の制度であるとか、国家のお力をまたないでは、現在の段階ではなかなか実現しにくい点で、行き悩んでおるわけでありまして、もう一つは民間の企業にいたしまして、任意契約という制度をとらざるを得ないのであります。強制的なことは国家の事業でないといふことは思ひます。任意契約といふことは、日本は確かに風水害が年々繰返されておる事実はよく承知しておりますが、地方的に毎年何回かの災害をこうむる土地と、比較的に安全な土地とございまして任意契約の措置をとりますならば、災害の多い地域の方だけが、この制度を利用される。私どもの言葉でこれを逆選択と申しておりますが、契約の逆選択をさ

れますと、やはり民間企業の経営としてはそのみでは実現しにくいという点に突き当りまして、非常に苦難をいたしておりますので、これにつきましてははなはだ大蔵御当局にもいろいろ懇請いたし、民間の力の及ぶ点ではまた政府のお力もお借りいたしまして、何とかわれわれの使命の一端を果たしたいという熱意を十分持つております。さうやうに御了承を願ひます。

○上林山委員 ただいま御答弁になつたような大きな構想はわれわれも望むところでありまして、資産等の関係、また保険の性質からいって、現段階においてはなかなか十分にはできないだらうといふこともお察しできるものであります。ただ私が提案いたしました趣旨は、住宅公庫の分に対して風水害の場合に何らか考慮の余地はないか、一般国民という点を一応離れまして、さういふような考へはないという点であります。

第二点は、一般的な問題になります。再保険をつけているものはわずかに一部分であるといふことであります。が、近い将来どの程度に政府なりその他の方法で協力すれば再保険を拡大し得るか、どういふ種類のもの、あるいはどういふ範囲のもの、あるいは増し得るといふような考へはないのかどうか。これをお尋ねするのは保険事業全体の立場からはもちろんのことです。りまうけれども、保険会社の資産内容のいかんといふことから、ひいては公庫の保険契約とか、あるいはその他の住宅政策とかに関連をして来るから私は申し上げておるのであります。決して保険事業全体について深く研究をしようという意味ではございませう。それから、その辺をお含みの上でこの二点をお示し願へるならば幸ひであると思ひます。

○葛西参考人 ただいま住宅公庫保険について風水害の危険を民間会社で引受けることが可能であるかどうか、またはそれに對しどういふ熱意を持つてゐるかという限定された御質問でございします。先ほど私は取違へまして、一般的なお答えを申し上げて失礼いたしました。この点は一般問題よりはさらに問題に局限して検討が進められる問題でございします。保険業自体はあくまでも認可事業でございしますから、新しい業種の営業を開始するときには当局の認可というものが前提の條件になります。それには私どもがいろいろ資料をとりそろへ、その資料に基いて当局の認可を得て初めてやるのであります。一般的にも何とかさういふ制度を実現したいという熱意で進んでおりますので、ただいま住宅公庫物件について特に十分な熱意を持ってといふ委員各位からの御要望のようになりまして、その点については十分業者の皆様との御意向も伺ひまして、何とかさういふ問題の具現をいたしたいと思ひます。それから再保険の問題につきましても、先ほど私がただいまのところでは再保険をあまうつけていないと申し上げましたのは、火災保険のみについての意味でお答えをいたしたのであります。火災保険につきましては、先刻申し上げましたように公庫物件の密集度がまだ過大になつておりませんので、一回の火災で延焼する限度はさう過大になることは予想されません。再保険は、大体引受けたものをその元受会社が全額を負担して、一回の火災で非常に大きな損害が起る場合に、負担しにくいといふか、どういふ部分が自分の力以上であるかといふことを一応判定いたしまして、その超過部分の責任をほかに転嫁する制度であります。その点まだ火災保険については住宅公庫の物件の密集度がさう過大になつておりませんために、大部分は元受会社が責任を負担して、他に転嫁してないとい

うことを申し上げたのであります。それから風水害等につきましては損害の程度が予想がなかつきませんために、民間会社の現在の資力では全部責任を負担することが企業の経営上非常に危険であるという観点から、ある金額以上の損害が生じた場合には政府等が責任を持つていただきたい。それを再保険の手続によつて政府にある金額の超過部分だけを持つていただくということをお願いしておることを申し上げたわけでありました。

○上林山委員 再保険の問題について公庫住宅等の関係でも少し希望もあり、お尋ねしたいのであります。ただいまの御答弁でいくらか認識を得ましたので、この程度にしておきます。

次に伺いたいのは、公庫の住宅に保険をつける場合は事務費がほとんどかからない、従つて三割二分の割引をしてゐるのだということであつたので、黒字の数字の内容から私はもう少し料率を安くしてもらいたいという要望をいたしましたわけでありました。そこで少しでも住宅をたくさん建てさせるためには住宅公庫の資産内容もこれを確実にして行かなければならない、こういうわけで私どもでもできるだけ一般会計から費用を出さうにしたいという努力もしておりますが、御承知の通り今日運用部の資金を相当多額にこれにつぎ込んでゐるという実情であります。そこでわれわれが希望するところは、損害が非常にあつた場合は別として、損害が非常に少かつた場合はそれだけ保険会社はもうかつたわけでありまして、その一部をさして公庫の資金内容を充実するという意味でこれを還元する

の方法を考えて行つてもいいのだ、また非常にもうかつた場合はそれでもけつこうだ、しかしこれも一定の条件がついておりまして、決して野放しの議論ではないつもりでございます。そういうふうなことを行つてはどうかと思つて、この点に對しても、こういう問題を考へて来てくれといつて皆さんをお呼びしたのではないから、非常に困難な点もあるかも知れませんが、一つの新しい方法として、私は取上げていい問題だと思つたので、この場を借りて、有力な皆さんにお尋ねをしてきたい、こう考える次第であります。

○喜田参考人 ただいま御意見を承りました。無事にその年度を経過して、公庫の契約物件に對する成績が非常によかつた場合に、その収入保険料の一部を公庫にもどすような方法が考えられないか、こういう御趣意であります。これは海上保険等で、無事もどしどし、個々の契約に對するの制度がまさに損害保険に行かれておる実例はございます。ただこういう場合に、こういう制度がただちに実現できるかというところにつきましては、ただいまお話をうかがつて、実はまだわれわれも用意をいたしておりませんので、一つの新しい問題を先生方から與えられたものとして、可能なものであれば、ぜひ実現するように研究させていただきます、かように考えます。

○上林山委員 私の提起した問題に對して、ただちに実現し得るものと、近い将来、事情の許す範囲内において実現するように努力しようじゃないかというふうな、きわめて建設的な御意見を拜聴しまして、思つたよりも、保険会社の首脳部の方々はものわかりがい

い、こういうふうな考へて、新たに敬意を表する次第であります。どうかこの場限りの議論に終らず、ただいま提起した問題が、実問題として、研究のいかによつては、でき得る要素が多分にあると思つたので、ひとつ熱意ある御研究と、具体的な対策を講ぜられたい、こういう希望を付して、これ以上は質問いたしません。

最後に、東京都建築局長の石井氏にお伺ひしたいことは、先ほどはきめておもしろい御意見を拜聴したのであります。それは別として、端的に伺ひたいことは、東京都が経営しておる公営住宅、こういうふうなものに對しては、東京都自身で自分の物件に保険をかけることは法理上筋が通らないと思つたが、その他の方法で、どういう財産保全の方法を講ぜられておるものか、この点について、参考のために伺つておきたいと思つた。

○石井参考人 ただいまの御質問の、公営住宅につきましては、東京都では目下三万戸ほどござりますが、当初は一つも保険に入つておりませんでした。それは公営住宅が防火上非常に考慮して、木造並びに鉄筋コンクリートとも建てられておる関係でございまして、しかし昭和二十四年から、戸山ハイツに初めて一般の火災保険会社の保険をかけたわけでありました。その間も、一つも事故はございせんので、結局焼けるよりも保険料の方が高いというところで、私の方は予算を出しました。公営住宅共済会というものができまして、自家保険の制度ができたのです。それにかかりましたとたんに二、三戸は、私の方はその費用で復旧

いたしましたので、保険制度はやはりあつた方がいいということで、都営住宅は焼けたらば建つような手段がとれておりますから、それを申し上げておきます。

○田中(角)委員 私は簡単に住宅金融公庫の總裁と住宅局長に、質問ではなく、希望を兼ねて申し上げておきたいと思つた。本日は参考人の御意見を聴取する会でございますので、こういう発言はどうかと思つたが、私はこの次の機会に出席できないかと思つておりますので、私の意見を申し上げておきたいと思つた。

いろ／＼と御議論がありますが、私はこの法律案につきましては、公庫住宅の利用者の負担を軽減したいために補償制度を設けるという原則的理論には賛成であります。しかし、住宅金融公庫の現在の状況において、補償制度をつくつて、保険の加入を解消するということに對しては、全面的に賛成をするわけには行かない。そう申し上げるよりも、時期尚早であるというふうな考へております。私は自由党の議員でありますので、党の意向も十分くみ、しかも私の理論と一致をする観点から申し上げるのであります。現在日本に住宅政策というものが非常に貧困であるために、適切な住宅政策をとらねばならぬということは、申すまでもありません。住宅が拂返してあることも、私が言わなくてもその通りであります。その方法としては、いわゆる住宅が不足だから国の一般財政から金を入れて、幾らでも住宅をつくるのだという考へには反対であります。理論的に考へても、国家予算というものは、無料公庫の原則に立つものには對し

て費消せらるべきが原則であります。その意味において、私たち自身も住宅政策に對しては過去長いこと苦心をし、しかもこれに對して政策も行ひ、立法もして参つたのであります。住宅金融公庫法の成立に對しても、当委員会は相当な努力を拂つたのであります。住宅が少いから、今までの貧困な住宅行政の面のみでは、この問題を解決することはできない。その意味においては、第一種公営住宅、第二種公営住宅のごとき法律案を通したり、また住宅金融公庫法のごとき法律案も通して、住宅拂底を緩和しなければならぬ、こう考へておるのであります。が、普通の原則論から言いますと、一般の国民から吸ひ上げた一般会計の歳入金をもつてまかなうものは、こういう特殊な、嚴密に言いますと、ある一部の人が利益を得るための支出には、なるべく使わないことが原則でなければならぬ。現在道路にしても、あらゆる面に對して不足であります。ただ大きなわくからいって、住宅問題を解決するためには、そんな理論は言つておれないのだということ、一つの便法として、まだ理論的にもいゝな議論があるにもかかわらず、住宅というものの對して、一般公共事業費の中で相当大きなわくをとつておる。これは現実的な問題としてやむを得ないことではあります。住宅は、少くとも利用する人たちが自分の資力でつくること、理想であります。もちろん高度の社会保障制度をやらなければならぬ現在の社会情勢として、こういう理論的なもの最終するのではなく、第一種公営住宅、第二種公営住宅をあわせて公営住宅法を制定し、しかも現在住宅金融公

庫法を制定しておるのであります。いわゆる国家補償の立場から、当然引揚者あるいは要保護者に対して與えられる住宅に対しては、これはもう無條件に負担軽減といふものを第一義に掲げなければなりません。しかしそのような問題に対しては、現在府県営の国庫補助公営住宅に対しては地方自治法による共済制度が設けられておるのであります。その通り住宅金融公庫法によるところの住宅に対しては、やうという政府の御提案であります。これは少し考えなければならぬと思ふ。住宅金融公庫といふものは中産階級のうちをつくるのではないかといふことをいふ議論として言われまゝ、これは当然なことでありまゝ。厚生省が考へました第一種、第二種公営住宅といふものは、これは要保護者のためにつくる、そのために法律を制定したのであります。それと住宅金融公庫を使うものの中間的なものに対して、現在の公営住宅法が適用されておるわけでありまゝ。それと自費でもつてつくれる人の中間層をねらつたものが住宅金融公庫法であらねばならぬ。もちろん国家投資をする場合には、住宅が必要であるために国家投資をしなければならぬと同時に、この回収は確実でなければならぬ。そういう二つの相反する面を同時に進行おとすところにある問題があるものであります。住宅金融公庫もその意味において公営住宅法による公営住宅と一律に論ずることはいけないと私は考へております。だから私は将来の問題としては、先ほど上林山委員も言われましたが、住宅金融公庫法による住宅を現在つくりおとしておる人たちは、

は、できるだけ自分の資力をあけてこの公営住宅を買収するやうな方向に進んで行かなければならぬと思ひます。しかもその回収せられた金は、再びこの種の住宅建設資金に投資をせられて、一般会計からの支出の金は、なるべく小さく圧縮をして行かなければならぬといふことは、私は原則論であると思ひます。それは理想に走るものであるといふならば、私は今そこに大蔵省の保険課長がおいでになりますので、今金融統制をやつておりますことはやむを得ませんけれども、このうものこそ金融統制をはずし第一段の処置として、これは保険会社の方々にお聞きするといふことではなく、われわれ自体の力でやらなければならぬと考へております。金融統制が、国家資金もさうであります。今いろいろの問題を起しておる。金融統制のわくはずすべきだ。なお預金部資金問題等いろいろ問題がありますが、私は金融統制をはずすといふことを前提にした場合、火災保険の余剰金は当然住宅投資に振り向けられるべきだ、これは法律をもつて行ふべきだと考へております。その意味において、今住宅金融公庫を使つておられるやうな方々は、将来火災保険会社の余剰金の対象になる住宅を借りて、それよりも一歩進んだ場合には、前に日本勧業銀行がつくつておつたやうなもので進歩しなければだめだ、こういうふうに考へておりますので、今住宅金融公庫法による何万户の住宅に対して保険料率が高いから、しかも、この間政府の言われたやうに、三円何十銭でやつて行けるといふことを言つておりますが、こういうことをやつておると、住

宅政策に対する一般の不信が起きて来た。これは働いたものの中からまず第一番にうちをつくるという進取な気象をつくる意味においても、ただ現実のみにこだわつて高い利子を掲げると、私は住宅政策に対して破綻が来るかと考へておりますので、その意味において、現在の住宅金融公庫法の改正案から強制加入保険といふものを取除いたといふことは反対であります。ただ利率の問題に対してはいろいろあります。これは保険会社とそれから住宅金融公庫との間で十分検討せられて、安んじな方が本法の精神を十分理解せられておるのでありますから、運用の上において保険会社は当然三五%限でなければならぬといふのか、五〇%といふのか、それはあなた方は利害が相反する立場でありますので、これは両者で十分妥結ができる。ただ大蔵省を問つてもうまいといふことだけを申し上げてみたいのであります。

もう一つ、この間、住宅局長が発言せられておりましたが、私はそのときに反問しようと思つたのですが、時間もありませんでしたのでそのまゝになつておりましたけれども、補償制度といふ問題に対して、自由党やその他の政党が、民間企業が圧迫せられるからといふことを言つておられます。私はそういうふうな意味で申し上げておるのではございません。政府企業といふのは、大体結末はうまく行かないのです。本委員会が取上げた一番大きな問題の中で住宅営団の建物があります。が、これのしまいといふものも、まつたく安からう悪からうに終つてしまつたわけでありまゝ。三円何十銭で政府が十分補償制度をつくつてやれるといふけれども、その補償額を越える災害が起きた場合はいかにされるか。こういう問題に対しては、必ず国家が政府損失として欠損処分にする以外にないので。欠損処分にして行くと、政府の金はもつたものだ、復興金融公庫から借りたものはもつたものだ、こゝう税金は納められない、私たちはこゝうところに線を引きたい。住宅金融公庫の選に當つて金を借りたものは、一般の財源の中から出してもらつておるだけに、一つの恩典に浴しておるのだといふ感情だけは捨てたくありません。私たちは住宅金融公庫法を制定した当時、そういうきつ意見を出してあります。これはうちがでないのですから、選に當つた、うちができた、税金も拂わぬでよい、保険料も安い方がいい、なお燃えたら国家補償をしてくれるのなら、これはきつにいいのです。これはソ連へでも行つてやらなければならぬといふことはできない。私はこゝういふに考へております。このたびの状況においては、少くとも住宅金融公庫法のはかに公営住宅法があるのでありますから、特に住宅金融公庫法のねらうところをお間違ひにならないで、将来火災保険会社の余剰金は住宅建設に振り向けられるべきであり、究極の目的としては、特別な人の利益を目標とした住宅政策は変更せらるべしといふ結論から、この火災保険の小さな問題を論ずるよりも、大きな問題を論ずる方がよい。特に保険課長がおいでになりますので、この資金統制のわくがはずれた場合は、大蔵省がみずからこれを

買つて出て、住宅政策を立案せられることを希望します。非常にはげしい言葉になりましたが、時間がありますのでこんな強いことを申し上げたのであります。私の意のあるところをくまれることを希望します。

○村瀬委員 私はいさゝかおおいでをいただきました参考人の皆さんに数点お伺いをいたしたのであります。その前に参考人の方々に論点を明らかにしていただく意味におきまして、師岡局長にきゝめて簡単に要點だけをお伺いをいたしたのであります。まず災害補償約款その他の問題であります。今で政府の御答弁によりましますと、災害補償利率は千分の三・五にしたいといふ御答弁があつたのであります。それは第二十二條の二の第二項の政令で定めになるのであります。それを伺ひたいと思ひます。

○師岡政府委員 その通りでございます。

○村瀬委員 そういたしますと、この千分の三・五という率は店舗との併用住宅をも加えた平均の率でありますか。またこれは平均が三・五でありますから、政令はどういふふうにお書きになりますか。つまり三円五十銭にしても、これは三円のところもあり、六円のところもあると思ひるのであります。地域によつて違ふと思ひるのであります。政令の案文をひとつお示しを願ひたいと思ひます。

○師岡政府委員 千分の三・五という大體の試算で出ておる利率であります。これは平均でありますけれども、もちろん地域別に多少の差ができるわけであり

○村瀬委員 ちよつと案文を示してくだされば。

○師岡政府委員 詳細な規定になりま

○村瀬委員 それではその政令には別表ができて、たとえば東京都は千分の五・五、山口市は千分の三・五、こう

○師岡政府委員 一例として申し上げれば、さういふことにならうかと思いま

○村瀬委員 第二十七條の二に災害補償準備金を積み立てることになつて

○師岡政府委員 赤字の問題でありま

○村瀬委員 そこに非常にいいまいな

これから参考人の方にお尋ねをいたした

元来当委員会におきましては、昨年

が、その方でも了解が得られずしてこ

で、その点では先ほど三池委員

三・五でやるのだという御答弁であ

が、先ほど三池委員が詳細にお尋ねにな

密集度もないし、また規格についても

一般よりはよいという観点があります

ので、危険度ははるかに一般よりは安

三池委員 これは実情を申し上げて

○村瀬委員 これは実情を申し上げて

から、それと同様もしくは同様に近い

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

から、それと同様もしくは同様に近い

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

火災があつたときには、はつきりその

と、それから住宅公庫の貸し付ける物件以外の多数の契約者の利益ということも、同時に考えて行かなければならぬ。その契約だけ責任を果しても、他のさらに大多数の被保険者に対する補償の責が果せないということのないように考えて行かなければならぬ。この点は監督の大蔵省当局におかれても、全契約者の利益を保護する立場から、常に料率、経費あらゆる面に検査をいたし監督をせられておるようなわけでありませう。料率の面をどのくらいまで勉強できるかという御質問に對しましては、私の席でたまたま御答弁いたしかねますが、御指摘の趣旨を十分尊重して引受けるように、会社の方々と十分協議して、大蔵省当局の御理解を得られる限りできるだけ協力をいたしたいと考えております。

○村瀬委員 大蔵省の保険関係の説明員がおいでになつておるようでありますが、参考人の御答弁を伺いますと、保険料率をあまり下げるのは、何か他の保険に危険を與えるので、大蔵当局が阻止しておるといふふうにも響いてとれたのでありますが、大蔵当局はどうかといふふうにお考えになりますか。先ほどの私の質問に関連して御意見を伺いたいと思ひます。

○特答説明員 大蔵省といたしましては、保険料を極力引下げるといふことによりまして、契約者へのサービスを保険会社に徹底してもらふ。もちろん第一次的には全契約者について平等に扱いたいと考えております。しかしながらその平等といふことを一応敷衍して御説明いたしますれば、あらゆる契約者から同一の料率でとるといふことはもちろんございませぬ。それは火災

保険を例にとりまして、構造のいかんによりまして、あるいはその地域の消火設備のいかんによりまして、あるいは過去の損害発生率のいかんによりまして、もちろんいろいろの差等があるわけでありまして、そのような差等を考慮いたしまして上で、実質的に平等な扱いをするということに相なつております。さういふ意味において考えました場合に、公庫の物件につきましては、他の一般の住宅の場合に比較いたしまして、先ほど来御質疑がありましたような火災保険の対象として、発生率は少いとか、あるいは契約の獲得につきましての余分な経費が少なくて済む、かような事実があることは承知いたしております。従いまして過去においてさういふ観点から一般の住宅を比較しまして、公庫の料率に差等が設けられていたものであらうと考えております。今後におきまして、事情の許す限りにおきましてさういふ差等は、契約者平等の保険の大原則の一つを貫くゆえんであると考へますので、考へて参りたいと思ひます。ただいま大蔵省の立場といたしまして、幾らの料率がいいか、幾らの差等を設けるのがいいかといふことを、ここですぐお答えすることはできない実情でございます。

なお現在の火災保険の料率につきましては、昨年一般住宅保険につきましては二回の引下げをいたしてあります。住宅以外の普通物件につきましては、一回の引下げを見ました。従つて住宅物件につきましては一昨年の十一月に比べて、現在二割安くつております。また公庫の物件につきましては、同様に引下げが行われております。現在公庫から入つております住宅

の料率につきましては、昨年九月ないし十月当時の一般の料率に比べまして、現在の水準は大割以下になつておるような現状でございます。また料率も引下げの傾向になつておるといふ全般の背景のもとに、この問題についても御審議をいたしたいと考えております。

○村瀬委員 公庫のできたときよりは、大分下つておるといふ大蔵省の説明員のお話でありましたが、それはさきに三池委員がお述べになりました通り、公庫ができると同時に自家保険制度をやつておるならば、一億九千四百万円に對し二千八百五十万円、まだむろん将来の危険も残つておりますが、二千八百五十万円を差引いた一億六千六百萬ほどのものが別勘定で残つておるといふことになつておるのであります。料率が下つて行くのはこの事実から見て当然であります。もつともさう言つておつても、あしたどういふ大火災が起らぬとも限らぬのであります。これは保険制度自体の根本に触れるから何とも言えないのであります。また、プロパビリティーの算出といふものは、年限は長いほど確実なものが出る、また対象物も範囲を広く、数字を多くするほど、これは人間の死亡率のように動かないものが出るのであります。面積と物件と年限とを縮めますならば、非常に危険性は多いのでありますから、わずか一年六箇月の例をもつてただちに当てはめることはできないのではあります。しかし一応ここにこういう数字が出て参つたといひますと、やはり建設省当局において三億五千銭でやれるという自信を持たれるのも、またあながち

とつびな考へではないという数字が出て参るわけでありませう。そこで私はもう一度また師岡局長にお尋ねをするのであります。この問題は法案全体を通じて有機的な関連があるものであります。すなわち利率を五分五厘から六分上げるというところには、保險料率、いわゆる補償制度といふものも思ひつかれた原因があると思ふのであります。利率が順々に下つて、今まで通り三割引あるいは三割二分引で保險会社をやつてくださるならば、多少危険の件うこういふことまでもやつてもいいと思ひになつたかもしれませんが、時代に逆行といひますか、とにかくこういう住宅を建てた人の家計費は一向向上しないときに、五分五厘を六分に値上げするといふ案をここでおつくりになるについては、何とか少し負担を軽減してやる方法を考へてやらねばならないといふ必然の使命に迫らるゝのであります。さういふ案を考へられたらと思ひます。さういふ案を考へたならば、利率を五分五厘から六分上げるという点は、何らかの交渉または折衝の余地があつたのではないかと。むろん郵便貯金の利率等は上つてゐるのでありますけれども、それでもまだ五分五厘になつてゐないのであります。四分何厘かと思ひます。さういふ関係から、この利率を上げるといふ点について師岡局長はどういふふうな折衝をされておられますか。それを伺ひしておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 利率の引上げにつきましては、前の委員会におきまして数次御説明しておりますように、公庫貸付資金の構成が政府出資金あるいは見返り資金の分の全体に占める比重が少

くなりまして、資金運用部資金からの借入れが多くなつた。これに對する利拂いが全体として二分五厘、この資金コストが上りましたので、六分にしなければならぬという情勢になつたわけでありませう。その間さらに高い利率の話もあつたのであります。これにつきましては、当時私は公庫におつたのであります。あまりにも一時に急激に利率を引上げるといふことはどうかと思ひまして、このようにおちついた次第であります。

○松本委員 村瀬君によつて申します。さういふ補償制度に關する参考人として来てもらつておりますので、質疑は一応打ち切りになつてはと思ひますが……

○村瀬委員 それとの関連もあつて何

つておるのであります。最後に、参考人としてせつかく来ていただきました方に伺つてみたいと思ひます。先ほど三百六十億円の資産の内訳を一応御説明になりました。不動産資産として三十五億圓といふことになつておるような御説明であつたと思ひますが、この比率をずつと高めてもらふ方法はないものであります。またこの不動産融資といふものは対象は主としてどういふふうになつてゐますか。

○山根参考人 ただいまの御質問にお答へいたします。ただいま申されました保險会社の資産のうち、不動産投資が三十五億、全体の資産の大体一割程度でございます。これは業法に定められまして割合の二割に比較しますと、半分しか投資していないのじやないかという感じがすると思ひます。この不動産投資のおもな

○浅利委員 関連して……。大体は皆
さんの質問でわかつたのであります

この制度がしかれたならば、保険業者の方々はただいまの三割引という恩恵

○浅利委員　もう一つお伺いしたい
とは、ただいま投資の面が保険業法に

險会社はやはり対象物となるとこの家屋なり、その他のものがふえれば、

の通りかと思へておりました。たゞ、
につきまして、どの程度住宅建設資

を損害保険会社が出すべきかという問題になつて参りますと、具体的には二つの観点から問題があると思ひます。

まず第一の観点は、現在の保険業法におきまして、これは先ほど来いろいろ御審議がございましたが、実はこれは保険業法における資金運用の制限につきましては、これは戦時中あるいは戦後の臨時的なものではないという点なのでございます。なぜそのような制限をしているかということでございますが、保険会社は御承知のごとく一種の金融機関でございます。金融機関で多数の契約者の金をお預かりして、そして一旦事故があつたならば、それを滞りなく拂ひ出す、これが金融機関として保険会社に課せられた第一の使命だと考えております。そのために多数の契約者から預かりました金をまず安全にかつ有効性を保つて保管するというのが保険会社としては第一の使命でございます。従ひまして現金とか預金勘定が多くなることは、さういふ意味で当然でございます。その点貸付を中心にした銀行と異なつた点でございます。またその資産につきまして、契約者から預かつております金は、貸付によりまして損害をこうむる、あるいは所有したものが、不動産につきまして将来価値が減るといふようなことがありますれば、それがために契約者に御迷惑をかけるということになりまして、保険会社としての第一の使命が半減せざるを得ない、さういふことになつてしまふのであります。そこで資産の運用につきましては、流動性ということが第一の條件でございます。その次にあるいは有利性とか、換価性、それから

また資産の種類についてデアライエティイを持つということも一つの安全性を尊ぶといふことから、これが原則となつておるわけでありまして、さういふ見地から立てられておるのが現在の業法でございます。こゝからいふことがきまつておるの、さういふような趣旨でございます。従ひましてさういふ見地からやはりこの問題は考へてみなくてはならない。もちろん私はただいまの御提案を全面的に否定する意思は毛頭ございません。さういふ保険会社が住宅建設の資金を出すということは、これは事業と密接な関連をつくる基礎であるといふことは重々承知しております。ただ全然契約者のための共通の財産である。保険会社の資産といふものについては第一に流動性があり、安全性があり、かつ有利性がある。そのためにデアライエティを設ける、かようなプリンシプルが資産運用についてとられなければならないといふことを申し上げたのであります。

第二の点は保険会社の資金につきましては、御承知のごとく金融機関あるいは金融の貸出しの場合につきまして申し上げます。長期の資金と短期の資金の問題がございます。そこで住宅建設に当ります面におきまして資金は、通常長期の資金でありまして、それが換価性がむずかしいといふのが、一般の原則でございます。損害保険会社の資金は短期にかゝる資金でございます。さういふ意味におきまして、もちろん短期のものにつきましても一定の歩どまりはあると思ひますが、その限度において長期のものにまわすことはもちろん可能でございます。しかし保険会社の扱つております運用資産の非常な大きな部分を固定資産に投資することには、保険会社の経営自体の面からいつておのずから限界が出て来るということも申し上げたいと存じます。

以上のような観点から考えました場合に、どの程度に住宅建設にまわすべきかという問題は、むしろ現在の業法のわくの問題よりは具体的なわくの範囲内での投資方針の問題に附せられるのではないと思ひます。

○淺利委員 この問題は今大蔵省の考へで保険業を金融業という安全性の立場から考へておられるようでありまして、しかしこれは住宅なりその他の面に対して保険というものは一種の公益的の事業でもあり、また住宅政策の上からいつても保険業といふものは、住宅に関する限りにおいては、少くとも住宅政策の一環として考慮すべきものと思ふのであります。でありますかと、今のうちに不動産として固定すると、すぐ困るというやうな意見もありまして、しかし確固たる財産である限りは、それによつて他の金融の道で一時の問題も解決すると思ひます。ややもすると、今日までの実態を見ますと、保険会社の金融といふものは政府がこれを統制して、政府の金融政策の一環にこれを盛り入れる、あるいは住宅建設その他の面においてこれを活用するといふやうな方面において考慮が欠けておられるか、船舶建造については海上保険の關係の資金ではありましようが、まわしてゐるが、住宅方面にはまわしておらぬ。さういふことが将来の住宅政策の上から見たならば、さきにも申し上げました通り、住宅の建設をふやせば、同時に保険会社の業務は拡張して行く。さういふ面から、あわせて住宅政策の上に非常に影響を及ぼすことが大きいと思ふのであります。この点については政府当局において、また保険会社において、さらに再検討をしていただきたい。もし各保険会社はすべてさういふことは一緒にできないとしても、ある特殊の会社がさういふ新機軸を出して、その際政府が認めるということになれば、またその間に創意くふうによつて新たな計画も立つて来ると思ふのであります。現にこれはアメリカあたりにおいては実施しておるのでありますから、日本の今日の現状においてこれをなし得ない隘路はどこにあるのか、政府の業界監督の厳密なためにあるのか、あるいは日本の保険業者の資産のいまだ強固ならざる点にあるのかといふた点は十分御検討をお願いしたいと思います。

なお申し上げたいこともたくさんありますが、大分時間もたちましたから、この程度にとどめますが、金融公庫の總裁が説明されたように、一方において保険料金の安くなるということも希望されたいといふこと、それから現在の保険に限るということでも十分に行けるという御意見があつたやうであります。今回のこの制度の上においては、金融公庫がその貸金の担保という点からは、これはまことにけつこつでありまして、しかし住宅政策といふ大きな見地から見れば、たださう貸した貸金の回収ができたというだけでは何にもならない。貸金が回収された、その家が焼けた。そして住宅公庫がさらにその家にまた金を貸して建てるということになれば少しもふえて来ない。であるから、これは一般の保険によつて、たとえば物価の値上りに対応して再建築ができる程度の保険を勧奨するといふことであれば、その分だけは焼けても再建築ができて、さうして回収した金によつて住宅公庫はさらに別個に貸し得る、さういふことになりまして、もしこれを消極的に、たださしあたるの料金が安いのだからといふことで、再建築の保証ができないといふやうなことであつては、住宅の増設という政策の上においては十分補われないうことにはあらず。さういふ点も十分考慮に入れて住宅公庫としては、この問題について十分の考へをもつてやつていただきたい。さういふふうに私は考へておるのであります。これ以上は意見でありまして、あまり申し上げることはありまじからず、本日はこの程度にして私は打切つておきます。

○前田(義)委員 いろいろ御質問があつて、ほとんど盡きたやうであります。最後の御質問を申し上げます。私の考へでは本日参考人に出てもらつてその意見を当委員会が聞くといふことは、国民の声を聞くといふことではない。国民の声を聞くといふことであるならば、これはただ保険業者の声を聞いただけでは片手落ちなのであります。保険を付する住宅の使用者の意見も同時に聞かなければならぬ。ただ本日われわれが今から申し上げる点は、今度法律の中で自己保険をつくつてやうとするそのことを専門家の立場からどう考へていらつしやるか、この点を聞くわけでありまして、それでさういふ点におもに重点を置いてお答えを願ひたい。

は、やはり二四幾らも国民の住宅を建設する人が利益を得る方法に反対して、現在出ておるところの法案の一部改正を修正するなどということは、国民の代表として非常にやりにくいのです。そういう点をできれば数字をあげて、あるいはいろいろな事情をはつきり示してやつてもらいたいのでありますが、かりに数字で示されないとしても、何かわれ／＼にびんと来るようなところをお示しを願えれば非常に参考になると思います。

償をやつておるといふことでござい
ますが、その負担率というものはどうな
つておりますか、これがわかりにな
つておりますればひとつお願いいたし
ます。千円に対して幾らくらいです
か。

○石井参事人 それはこちらへ参ると
きに調べて参りませんでしたから覚えて
おりませんが、一般の保険会社
における率よりもずつと低かつたとい
うことだけは記憶しております。

○前田(衆)委員 今度は師岡さんにお

す。
○前田(鑛)委員 大蔵省の保険課長にお尋ねするわけですが、今お聞きの通りに保険会社の意見、それから住宅局長の意見をい／＼伺つたわけですが、保険課長は保険会社に對しては一つの監督の立場にあり、事情も十分御研究になつておると思うのであります。それで今住宅金融公庫の方で計画を立てられた三円五十銭の線は、一応御相談にあらずかられたことが

○裏面参考人　ただいまの御質問に簡單にお答えさしていただきたいと思ひます。先刻来同様の御趣旨の御質問がいろいろございまして、その答弁と重複する点があるかもしれませんが、今回の法案でお考へになつておる三円五十銭が安当であるか、現在私どもが行つております五円七十銭見当が安当であるかということは、いろいろ観点によつて違つて参ります。この二十五年の十月、公庫の業務充足以来、私どもが契約をお引受けをいたしております過去の業績は、御指摘の通り非常に危

尋ねたいしますが、今保険会社の方からは、三四ないし三四五十銭の率では危険である、専門家の長年の経験なりいろ／＼な研究の立場から考えてこれは危険である、こう一応の断定をされたいわけですが、それにもかかわらずこれは危険でないということたびたび繰返しておる。万一鳥取のようなことが起つた場合においては翌年において調整するからということでありますが、これに對するあなたの御意見はどうでありますか、これをお聞かせ願いたいと思います。

あるかどうかということが第一点。それから保険につきましては、会社と金融公庫とは立場が違いますが、その率の違ふことを不当だとかなんとかいうことを申し上げるのではないのであります。今住宅局長の言われたことに信用が置けるかどうかということについて、長年の監督の立場でまたさういふことを御研究になつた立場で御意見があれば、われ／＼が本案を審議するの非常に参考になることですから、聞かせてもらいたいと思います。

險の程度は薄かつたという数字が現れておりますが、今回の鳥取の大火によりまして、一躍その損害率がふえたといいことも御承知の通りの事実であります。鳥取のようなことは何年に一回しかないという御指摘でございます。したが、これは必ずしもそうとのみ考えにくい点があるのではないかと想います。私どもの保険に従事しております者の経験から申しますと、最近の一、二年の例を申ししても、秋田県の能代、それから昨年は熱海、それから明石、広島、伊勢の松阪、近くは神奈川県の小田原等におきましては一回

○師團政府委員 千分の三・五といふ計算をしましたのは、これはたび／＼申し上げておりますようにまだ試算の程度であります、大体これで行くといふふうに考えております。その計算しました根拠というものは、大体昭和十七年より昭和二十六年までの全国の水災状況また風水害状況、災害全般の状況を基として、その危険率から割出しておるわけでありまして、大数計算からいたしまして、鳥取の場合その他のいろいろ／＼な災害もございますが、そういうものは十年間の平均によりまして

○狩谷説明員 第一の御質問の相談を受けたことがあるかというお話につきましては、三四ないし三四五十錢程度の建設省の案であるということとは私どもも承つておりますが、但しその問題は法律の問題ではございません。政令の問題に譲られてゐる経過から考えまして、私どもとしては政令が制定されるときには、その料率の是正ということにつきまして、過去のいろいろの資料統計等を十分見せていただきまして、それで行くならばそれでよろしいといふ程度の考へ方で現在来ております。十蔵省の保険課といたしまして、現在三

円ないし三四五十銭が妥当であるという結論に達しておるわけではございません。

それから過去の経験から推してというお話でございますが、民営形態の場合と金融公庫の場合と本質的に違つてゐる点は、先ほど葛西参考人からお話があつた通りでございます。いざという場合には公庫には繰越し欠損で処置する方法がございますが、民営会社にはその方法が絶対にないのであります。ここに非常に安全度を見ておかなければならないという一つの差異がございます。準備金のお話が先ほどからあら／＼出ておりますが、責任準備金として積み立てますものは、普通の場合を考へますと正味収入保険料の約半分ということでもつてやるのが原則でございます。しかし民営会社でもつて健全な経営をやつて行こうというためには、少くとも正味収入保険料と同額ないしはそれ以上、すなわち最低線の倍またはそれ以上が必要であるというところは保険に携わつてゐる者の常識でございます。戦前におきましてはその線を越えております。戦後におきましては在外資産の切捨てか、補償の打切りとかさうなことになるまでして保険会社はまる裸になつておりました。その後逐次資産内容はよくなつておりますが、本年度決算におきましてまだ確定しておりませんが、全社平均でせいぜい八〇％くらいにしかまだ行つていないのではないかと。なお御参考までにこの点を申し上げますと、アメリカあたりの保険会社について申し上げますと、私もでも持つております資料いたしましたし、正味収入保険料に対して責任準備金が三五％前後というよう

なものもあるわけでございます。少し御説明が脱線して恐縮でございますが、さういふ意味におきまして、今日の日本の保険会社の責任準備金は国際水準から行くとまだ／＼勉強しなければならぬ状況であります。さういふ責任準備金をどのくらい積みか、あるいは責任準備金を積み根拠としたしまして、異常災害発生に備へる点にあるのであります。そこで異常災害の見積りをいかにするかという点におきまして、それをある程度保険料の算定に織り込ませなければならぬ。また一般の全国的な住宅統計を基礎にしてとりまゝ場合には、平均化された数字が出て来る。しかし火災保険に現実課せられるものについては、その間に逆選択が行われる余地がある。さういふ点も一般の住宅統計をそのまま適用し得ないゆゑではないかと、また火災保険の公庫の過去一年半余りの経験をもつては、まだ戸数が少いという点において、大数法則をそのまま動かす余地が十分ではないかといふような点で、この問題について三四十銭が正しいかあるいは五円七十銭が正しいかという点は非常に判別の困難なゆゑがあるわけではあります。

○前田(義)委員 いろいろ御答弁をいただきましたが、まことにありがとうございます。最後に住宅局長にお尋ねを申し上げます。おきたいのですが、今度の法案によつて自己保険をやらせる場合の未償還分に対する保険というものは、これは住宅金融公庫の方から言いますと、これで十分なんです。ただこれは、たびたびここでもお話が出たように、未償還分だけでやつた場合においては、被

保険者は次の建設をどうするかという問題が起るのであります。次の住宅が建設できるようにしなければならぬ。そういう点で何かこれらを救う方法についての御計画があるかどうか。この点お聞かせを願ひたい。

○師岡政府委員 この災害補償制度におきましては、未償還額の方についてだけ考へておるわけではあります。従いまして復興資金についての問題は、一般の保険にまかせるわけではあります。さういふ観点から、この災害補償制度によるものについては、多少とも考慮して行くという点を考へて立案されておるわけではあります。

○松本委員 各委員の御質問も終りましたが、参考人の方々にたいへん御迷惑でした。時間も遅れていまして、私からもお尋ねしたい点があります。先ほど特許説明員の御答弁で、支拂い保険金なきときは、繰越し欠損によつて見るといふことであつたようですが、そういうことになるのですか。もう一度このことをお尋ねしておきます。

○特許説明員 私が申しましたのは、あるいは表現が悪かつたかもしれませんが、公庫の場合で申しますと債務免除をいたしますことは、保険会社の場合で言いますと、保険金の支拂いというところと実質上同じことになると思ひます。保険金の支拂いに関するところは、公庫の場合債務免除で行くのであります。その間に赤字が生じた場合は、繰越し欠損でやるのだと私は了承しておきます。

○松本委員 原案を提案された政府委員に一言尋ねておきますが、火災があつたときは、すみやかに支拂いをして

なければならぬ。幸いに蓄積があればよろしいが、もし火災があつて支拂い準備金がないとき、何をもちつてこれに支拂うか。その御用意、御準備等があつてこの法案を出されたのか。心構えを伺つておきたい。

○師岡政府委員 災害補償制度は、この二十二條の二にありますが、災害によりまして住宅が滅失または毀損した場合に、その債務を免除するといふことでございます。その場合に、ただちに普通の保険の場合に保険金を支拂うという必要は全然ないわけでございます。

○松本委員 よくわかりました。そのとき免除した損害は、余剰の保険料の蓄積があればよいが、もしないとき赤字はどこから補填するか、これを伺つておきます。

○師岡政府委員 それは先ほど御説明いたしましたように、繰越し欠損の形で処理いたします。

○松本委員 その繰越し欠損はだれの負担になりますか。保険料を納めた保険契約者の追徴によつてまかなうのか、国民全体の負担によるのか、伺つておきます。

○師岡政府委員 もちろん公庫の計算上の問題でありまして、債務者または国民全体の負担になるというふうなことはございせん。

○松本委員 ただいまの師岡君の御答弁によると、債務者の負担にならず、国民全体の負担にならずというのです。その赤字が出たときの金額はどこから生み出すか、これを伺ひます。

○師岡政府委員 説明の言葉が足りなかつたかもしれませんが、債務免除に

対応する分は、平素の災害補償料の積立てでまかなわれる次第であります。利率の定めが適正を得ておりますならば、全体の債務免除額がこの利率による災害補償料額をオーバーすることはないと考へております。

○松本委員 御答弁によるデータによると、昭和十七年から二十六年という大体十箇年をとられておるようですが、先ほど葛西さんから述べられたごとく、大災害が連続して発生しているといふような状態等を考へたとき、この災害補償法によつてあるいは赤字が相当出るのではないかと思ひますが、同一の算定による危険率も見られて千分の三五といふものができたのか、いまだ一度伺つておきたいと思ひます。

○前田説明員 三四五十銭の基礎には異常災害準備金も見ております。一般の保険会社がやっておりますところの異常災害準備金に非常に似ておりますが、ただいまお話のように、非常に異常災害が頻発するといふことになりまゝ、場合によつてはこの三四五十銭の補償料を多少とも引上げねばならぬような時期が来るかもしれませんが、今のところわれ／＼の計算上では大丈夫だろ／＼と思ひます。

○松本委員 公庫が経営者となつてこの保険事業をやることになりました。従つてもし万一赤字が出た場合には、その支拂金がないというときには、これは政府がやる事業でありますから、一面政府が再保険事業をやるといふ建前をとりなれば安全とは言えないと考へますが、その再保険事業をやつてこの法案を出されたのか、それを伺つておきたいと思ひます。

○前田説明員 公庫はその全額の資本金を政府が出資しておりますので、なには思いますが、相当多額の赤字が毎年出ます場合には、公庫の資産が減少します。そうした場合は、公庫の新規の貸付がある程度減るかもしれません。その場合には、政府からまた別の資本金が出ますので、事実上政府が再保険をしたと同じような形になるものだろうと考えております。

○松本委員長 しかばその住宅建設に用意すべき準備金を再保険に充当することによつて、あらためて政府が再保険をする必要はないということになれば、それだけ住宅建設にひびが入ることになると思ひますがいかがでしょうか。

○前田説明員 その問題は現在考へておりますところの三田五十銭の利率が必ず赤字になることを全然考へておりませんので、これならば十分補つて余りあると考へております。たといあつてもそれはごくわずかなものでありまして、住宅建設を非常に少くするという程度には決して参らないと考へております。

○松本委員長 参考に少しく意見を申してさらにお伺いしておきますが、災害補償法は、農業に関しては昭和二十二年米麦、蚕繭、家畜、そして任意共済は一昨年から施行され、建物共済をやつて、私もその御に当り、当事者として建物共済には相当力を入れておりますが、昨年ルース台風が九州一帯を襲つたとき、鹿児島県、宮崎県におきましては大被害を受けた。その支拂準備金がなくて、結局農林中金から、各県連合会を初め理事が私有財産まで担保に入れて融資を受けて支拂つたといふ

ようなことで、それ以来政府の再保険なくしては利率の安い、任意共済の建物共済がでないということ、先般米麦補償法改正で農林委員会連日審議されておりました。結論が出ないで将来に持ち越されてしまつたのでありますが、農業組合なり、公共団体が保険事業をやりますと、往々にして問題になるのはこの点です。そこで何つておきたいと思ふのは、たとえば全焼した場合は問題は比較にならないのでありますが、類焼して半分焼けたとか、三分の一焼けたとかいうような場合に、民間会社ならば、会社の信用と今後の保険加入の障害等を考へて、被害者にその支拂いをしておる。しかし組合や公營であります、そういう場合には赤字を恐れるあまり、ついその査定に嚴格をきわめ、しかもその支拂いは半年、一年後になるという例がしばしばある。現在農業法による保険も米麦は半年たたなければ保険金は支拂いしません。家畜も同様です。ひどいものは一年も先になつて来る。任意共済は被害が多いとその支拂いは三月も半年もあとになつて来る。従つてこういう制度を設けられても、民間の会社のように迅速に支拂いをする、かつまた被害者の納得の行く支拂いをする御意思があるかどうか、伺つておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 この点法律による実務の点につきましては、前に公庫總裁からのお話があつたわけでありましたが、制度創設の初めにおきましては、多少能率は落ちるだらうと思ひますが、研究すれば、多少の程度の差はありますが、能率の發揮ができればよいかと思つております。

○漢利委員 先刻住宅政策の見地から概括的に申したのですが、この補償金で免除にはなりません、その補償金は済んだが新たに家が建たぬ。そこで別個にまた保険会社に自分の財産をかけるということになると、そのときは三割なり四割の割引の特典がないということ、被保険者が一方に利益を受け、一方に利益を受けない。それで債務の償還さえできればあとはかけないで済むということ、今度は家を建てられぬということになる。その際は住宅公庫では優先的に再びそれに貸すという御方針をとられるかどうか、お伺いしておきたいと思ひます。

○師岡政府委員 復興資金につきましては、従来の公庫の実際の貸付といつておるものであります、この災害補償制度のみで考へる必要はないと考へております。

○漢利委員 今申し上げたような場合、もう一つ特別の事情として、住宅公庫はそういうものに優先的に貸すかどうか。公庫總裁の御方針を承つておきたい。

○松本説明員 特に優先的に考へるつもりは今のところございません。

○松本委員長 それでは本日はこの程度で散会いたします。

参考人の方々にたいへん御多忙中を遅くまで御苦勞でございました。

午後五時三十八分散会

昭和二十七年六月六日印刷

昭和二十七年六月七日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所